

一宮市熱中症対策（土木工事）手続きフロー

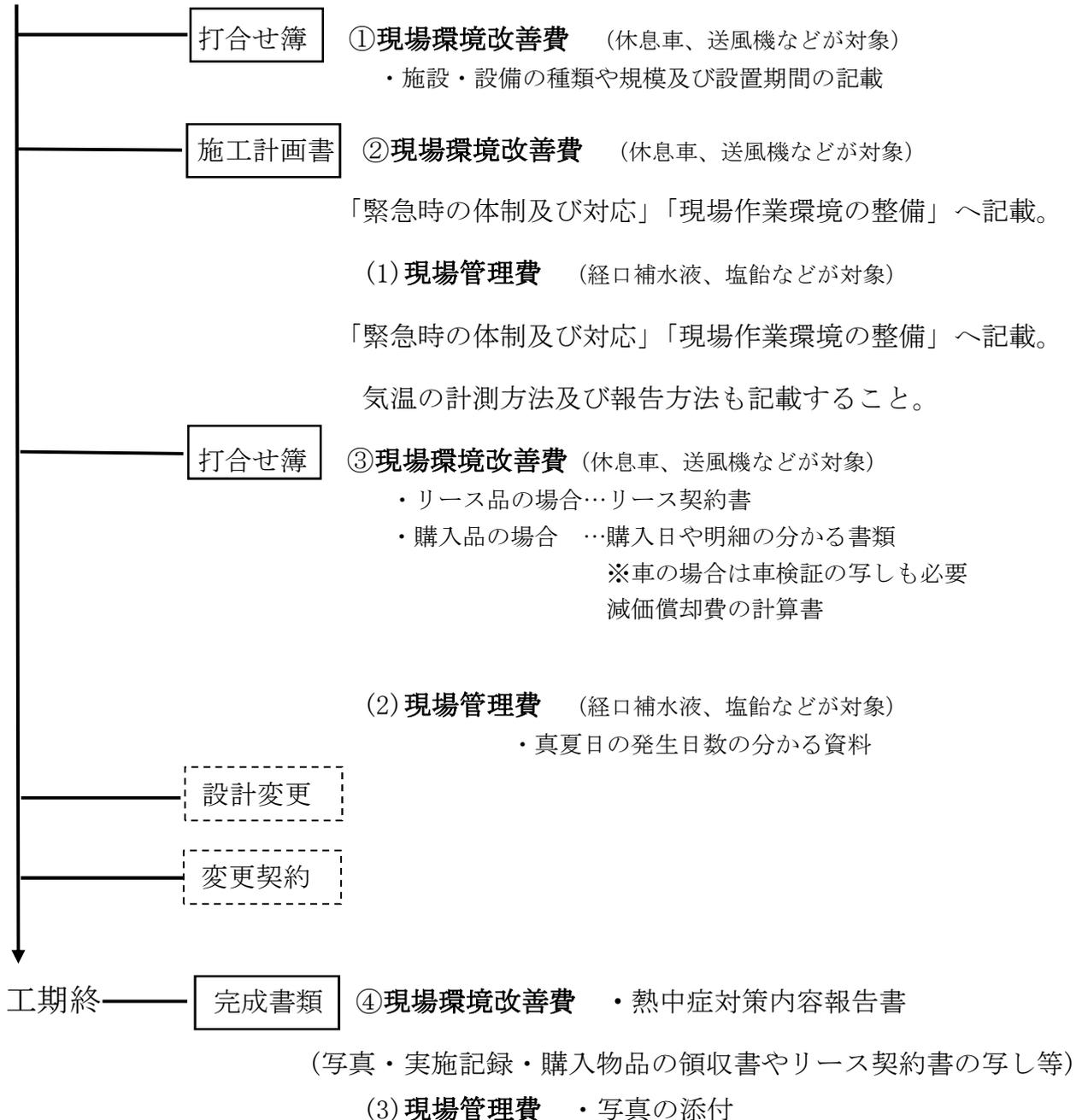
熱中症対策費は設計変更での対応となります。必要な書類を添えて打合せ簿にて協議をお願いします。

凡例

受注者の手続き

市の手続き

工期始



工期終

※工期内に WBGT が 28 度以上又は、気温が 31 度以上となる期間で作業を行う可能性がある工事は、変更にかかわらず全て下記のとおり記載及び周知をお願いします。

【施工計画書への記載】

- ・「緊急時の体制及び対応」に熱中症における緊急連絡体制を別途記載する。
- ・「現場作業環境の整備」に対策の具体的な実施内容・実施期間を記載する。
(熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順や下記の周知方法も記載)

【関係者への周知方法】

- ・熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の体制及び手順等を周知する。
- ・緊急連絡体制を工事関係者が見やすい場所に掲げるとともに周知する。

詳細については、担当の監督員にご相談ください。